

宗教法人解散後の宗教活動

櫻井園郎

(東京基督教大学特任教授)

1 問題の所在

法人は解散すると、清算人が業務を執行する清算法人となり⁽¹⁾、清算終了によって消滅する。

その意味で、法人は、解散後も清算の目的のためには存続するが、本来の目的のための事業・活動・法律行為などは一切できないのであるから、一般社会常識的には、「法人は解散によって消滅する」と言っても誤りではない。

地下鉄サリン事件などで悪名高い「オウム真理教」の場合、宗教法人としては、1995年10月に東京地方裁判所から解散命令を受け(翌年の1996年1月確定)、強制解散となっており、それによって事実上消滅している。

本稿締切り(2011年8月31日)直前の2011年8月1日・2日付けの新聞・テレビ・インターネットメディアでは、「2011年8月1日に、公安調査庁が、全国のオウム真理教施設(全国27カ所)に、一斉立入検査を行った」旨が報じられている。

消滅したはずの「オウム真理教」に対する立入検査とはどういうことであろうか。そこには、一般には知られておらず、法律家の間でも余り知られていない、宗教団体・宗教法人の特殊性があるのである⁽²⁾。

(1) 一般社団法人・一般財団法人(以下「一般法人」という。)が解散した場合には、清算をしなければならず(一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)206条)、解散した一般法人は、清算の目的の範囲内において、清算終了までの間存続するものとみなされ(同法207条)、その法人を「清算法人」と称し(同条)、清算法人には1人または2人以上の清算人を置き(同法208条1項)、清算人が清算法人の業務を執行することになる(同法213条1項)。

宗教法人(宗教法人法43条以下)、学校法人(私立学校法50条以下)、社会福祉法人(社会福祉法46条以下)、医療法人(医療法55条以下)、株式会社(会社法471条以下)など、他の法人においても同様。

(2) 拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号(東京基督教大学, 1997年)114頁以下、拙稿「宗教法人法に置ける宗教団体と宗教法人」『宗教法』24号(宗教法学会,

本稿では、宗教法人の特殊性に言及しつつ、その点を明確にするとともに、宗教法人解散後の宗教活動の可能性および実態について論及したい。

2 オウム真理教の解散命令

「オウム真理教」は、1984年頃から、ヨガを中心とする「オウムの会」「オウム神仙の会」として活動を始めているが、雑誌『月刊ムー』で取り上げられたことから、全国的に知られることとなった。

特に、教祖・麻原彰晃（本名：松本智津夫）が座禅を組みながら空中に跳躍する「空中浮揚」が写真入りで紹介されたことなどから、実行力をともなう超能力集団として知られることとなり、活動開始後数年で、多くの信者を集めることとなった。

そこで、1987年、宗教団体としての「オウム真理教」が設立され、同年に米国ニューヨーク市に支部を設立するほどとなり、2年後の1989年には、信者数約1万人で、宗教法人を設立し、国内各地およびロシアなど海外にも支部を開設している。

さらに、その翌年の1990年には、政治団体「真理党」を結成して、衆議院議員総選挙に大量候補を立てたことで、メディア・マスコミが大々的に報道することとなり、国民の間での知名度は極めて高いものとなり、それにもなって信者数も急増し、活動も急上昇することとなった。

それと同時に、設立後わずか数年の教団であるにもかかわらず、全国各地で広大な土地を買い占め、教団施設の建設に着手し始めており、それに呼応するかのようになり、全国的に現地住民の強い反対運動が起こっている。

象徴的には、1990年、熊本県波野村において、5,000万円で広大な土地を取得し、教団施設の建設を予定していたところ、村民の強い反対運動が起こり、村側が売却価格の18倍を超える9億2,000万円もの高額で買い戻したという事件があった。

本件は、国土利用計画法違反容疑で強制捜査を受けた事件でもあったが、結果的に、教団は多額の資金を得ることとなった。

しかし、事後的に発覚することであるが、既に宗教法人設立前の1988年には、在家信者死亡事件、宗教法人設立の年の1989年には、男性信者殺害事件や坂本弁

2005年) 135頁以下、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年）107頁以下、拙稿「宗教活動による不法行為と宗教法人の責任」『法政論集』227号（名古屋大学、2008年）675頁以下参照。

護士一家殺害事件などを引き起こしており、設立当初から「凶悪団体」としての要素を帯びていたものと思料される⁽³⁾。

最終的には、1994年の松本サリン事件⁽⁴⁾や1995年の地下鉄サリン事件⁽⁵⁾という凶悪事件で教団の犯行が疑われ、警察の全国一斉の強制捜査が着手され、教祖・麻原彰晃ほか教団幹部が逮捕されることとなった。

その後も、オウム真理教は、代表・松本智津夫（麻原彰晃）、代表代行・松本和子の逮捕にともない、村岡達子を代表代行として活動を継続していた。

しかし、1995年10月30日、東京地方裁判所から解散命令を受け⁽⁶⁾、それに対して、教団側は即時抗告をしたが、1995年12月19日、東京高等裁判所において棄却された⁽⁷⁾。そのため、教団側は最高裁判所に特別抗告をしたが、これも、1996年1月30日、最高裁判所において棄却されるに至り⁽⁸⁾、これによって解散命令は確定し、宗教法人オウム真理教は、法的・強制的に解散させられることとなったのである⁽⁹⁾。

さらに、1996年3月28日、東京地方裁判所は、破産法に基づき、宗教法人オ

- (3) その一因は、たった数年のうちに、宗教団体としての十分な実績もないまま、メディアに取り上げられ、いわばメディアに煽られたことによって、信者が急増し、教団としての体制も組織も整わず、宗教性や社会性の基本的要素を修得しないままに、過大な組織となってしまったことにあるように思われる。
- (4) 1994年6月27日夕刻から28日早朝にかけて、長野県松本市中心部の住宅街でサリンが撒布され、死者8人、負傷者660人を出した事件。この事件では、当初、警察は、事件の第一通報者（被害死亡者の夫）を容疑者然として扱い（形式的には重要参考人）、偏見に満ちた厳しい追及を行ったほか、マスコミ各社も過激な報道を行い、冤罪被害を醸成した。半年以上後になって、オウム真理教の犯行と分かり、解放されたが、学者や識者の意見・見解を聞かず非科学的な捜査に終始した警察の失策が露呈された。
- (5) 1995年3月20日、通勤時間帯の午前8時頃、東京の地下鉄・丸ノ内線、日比谷線、千代田線の各車内において、同時的に、サリンを撒布し、乗客・駅員らに死者13人、負傷者6,300人を出した事件。
- (6) 判例時報1544号43頁、判例タイムズ890号38頁。
- (7) 判例時報1548号26頁、判例タイムズ894号43頁。
- (8) 判例時報1555号3頁、判例タイムズ990号160頁。
- (9) 裁判所は、宗教法人が、①法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をし、②宗教団体の目的を逸脱した行為をし、または1年以上にわたってその目的のための行為をしないなどがあると認めた場合には、所轄庁・利害関係人・検察官の請求により、または職権で、宗教法人の解散を命じることができ（宗教法人法81条1項）、裁判所の解散命令により、宗教法人は解散する（同法43条2項5号）。

ウム真理教に対して、破産宣告を行っており（同年5月確定）⁽¹⁰⁾、これによっても、宗教法人オウム真理教は解散している^{(11) (12)}。

しかしながら、その後も、「オウム真理教」は、「オウムは止めません」「私たちはまだやっています」などと、公然と宣言して、活動を継続している。

しかし、2000年2月4日、破産管財人から「オウム真理教」の名称の使用を禁じられたため、名称を「アレフ」に変えて、活動を継続することになっている⁽¹³⁾。

なお、現在、この団体は、破産管財人との契約により、被害者に対する賠償を継続的に履行していることから、従前の「オウム真理教」との同一性・継続性を表明するものである。

3 オウム真理教と団体規制法

叙上の、地下鉄サリン事件など、オウム真理教による凶悪事件の勃発を受け、国会は、この種の事件の再発を防止するために⁽¹⁴⁾、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）を制定した。

同法は、1999年12月27日に公布され、同日施行されている。

同法は、団体の活動として、役職員（代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。）または構成員が、たとえばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし、または当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている（1条）。

つまり、①役員または会員・信者が、②個人の活動としてではなく、団体の活動として、③たとえばサリンを用いるなどして、無差別大量殺人行為を行った、団体に対して、国民の生活の平穏などのために、規制を行うことを目的とした法律である。

ここで、「たとえばサリンを用いるなどして無差別大量殺人行為を行った団体（以下「無差別大量殺人行為団体」という。）」とは、「オウム真理教」以外にありえな

(10) 判例時報 1558号3頁、判例タイムズ 907号98頁。

(11) 宗教法人は、破産によって解散する（宗教法人法43条2項3号）。

(12) つまり、宗教法人オウム真理教は、二重の意味で、法的・強制的に解散させられているのである。

(13) さらに、その後、2003年に「アーレフ」に、2008年に「Aleph（アレフ）」に変更。

(14) と言うか、事実上、事件を起こしたオウム真理教そのものに対する規制を行うことを目的に。

いことは、誰の目にも明らかである⁽¹⁵⁾。

それに類似した団体が過去に存在した事実もなければ、将来に現れる可能性がないとは言えないが、その可能性が高いとは到底思われないからである。

そうだとすると、立法当時（1999年）、既に（1996年に）解散命令が確定し、解散して、事実上消滅している団体を対象にした法律が制定されたという奇妙なことになるのである。

そののみか、公安調査庁（長官）は、団体規制法に基づいて、「オウム真理教」を「無差別大量殺人行為団体」として観察処分に付しており（5条1項）、立入検査を行っている（14条）のである⁽¹⁶⁾。

この奇妙さを納得するために、世間では、宗教法人オウム真理教の解散後に、元信者らが、新たに、同名の「オウム真理教」という団体を設立した結果であると解されているかのように思われる⁽¹⁷⁾。

仮に、現在活動を行っている「Aleph」（元「オウム真理教」）が、宗教法人オウム真理教の解散後に設立された団体であるとするなら、その設立は、早くとも1996年であり、1995年にサリンを用いて無差別大量殺人行為を行うことは不可能なのであるから、当該団体を無差別大量殺人行為団体とすることには違法性があることになる。

なるほど、一般庶民的な感覚では、サリンを用いて無差別大量殺人行為を実行した元役員や元信者らが結成した団体は、無差別大量殺人行為を行った団体にほかならないものと見えるに違いない。

しかし、団体規制法が規制の対象としているのは、無差別大量殺人行為を行った団体そのものなのであって、当該行為に関与した個人の行為でもなければ、過去に当該行為に関与した個人が参加する団体でもないのである。

つまり、団体規制法が規制の対象としている団体とは、現実にサリンを用いて無

(15) 元々「オウム真理教」に対する規制を目的に定められた法律なので、「オウム真理教規制法」という性格を有するものであるが、法律による個別の規制を嫌って、一般的な規制法を装っているだけのことである。

(16) 叙上の通り、2011年8月1日にも。

(17) 同名の複数の団体を設立して使い分けるということは一般に行われていることである（たとえば、「〇〇少年団」と「財団法人〇〇少年団」、「△△協会」と「株式会社△△協会」、「（自然人）××花子」と「（人格なき社团）花子」など）。同名であったとしても、法律上は別の団体なので、権利義務が流動することはない。もっとも、同名の使用を許したことによる名板貸しの責任などが発生する可能性はある。

差別多量殺人行為を行った「オウム真理教」以外にはないのである。

4 宗教法人法における「宗教法人」と「宗教団体」

「宗教法人」に関する規定を置く宗教法人法は、「宗教団体」が礼拝施設その他の財産を所有・維持管理することなどに資するため⁽¹⁸⁾、「宗教団体」に法人格を付与することを目的として制定された法律である（1条1項）⁽¹⁹⁾。

したがって、「宗教法人」の設立は、他の諸法人の場合⁽²⁰⁾とは異なっており、前提としての「宗教団体」の存在が必要である⁽²¹⁾。

(18) ローマ法の流れを汲む日本の民法においては、権利義務の主体としての「人」と、人の権利義務の客体である「物」とを峻別し、「物」を所有することができる者を「人」に限定している（民法1篇・総則においては、第1章・総則に続いて、第2章で「人」を規定し、第4章で「物」について規定している。）。そして、「人」ではなく、「物」を所有することができない「団体」を、「人」とみなす制度として「法人」を定めている（民法1篇3章「法人」）。

つまり、「人」または「法人」でないと、「物」を所有することができないのである（もともと、最高裁判所の判例により、「人格のない社団・財団」も「人格を有する」ものとみなされるに至り、民事訴訟法および税法においては、「人格のない社団」が法制化されている。ややこしい話であるが、「人格のない社団・財団」は「人格を有する」のであり、「『人格のない社団・財団』とみなされない社団・財団（『人格のない社団・財団でない社団・財団』）」が「人格を有しない」のである。）。)

それゆえ、宗教法人法は、「人格のない社団・財団」である「宗教団体」に法人格を付与して、法人（宗教法人）とし、「物」を所有することができる主体である「人」にすることを目的としているわけである。

したがって、宗教法人法は、民法（法人法）の特別法として、もっぱら「法人」について規定する法律なのであって、同法のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものではないのである（宗教法人法1条2項後段）。

(19) したがって、本法は、「宗教、宗教団体に関する法律ではない」（渡辺蔚『逐条解説宗教法人法 [改訂版]』（ぎょうせい、1995年）15頁）のである。

(20) 他の諸法人の設立は、前提となる団体の存在を必要としないのみか、仮にそのような団体が存在したとしても、法人の設立には一切関係しない。

すなわち、他の諸法人の場合は、法人の設立は「ゼロからの設立」なのであり、前提となる団体を「法人化する」という事態は想定されていない。一般的に「法人化する」と言われているのは、①前提となる「団体の解散」と、②実質的に当該団体の事業を引き継ぐことになる「法人の設立」とを併せて称しているだけのことにすぎないのである。

(21) 昭和26年7月31日文宗第23号文部省大臣官房宗務課長代理通達「宗教法人に関する事務処

そして、その「宗教団体」とは、①宗教の教義をひろめ、②儀式行事を行い、③信者を教化育成すること（以下「宗教活動」という。）を主たる目的とする、(1) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体（以下「単位宗教団体」という。）か、(2) 単位宗教団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体（以下「包括宗教団体」という。）かというのである（2条）。

つまり、宗教法人法において「宗教団体」とは、宗教活動を主たる目的とする教会などの単位宗教団体または教団などの包括宗教団体をいうのである。

そして、この「宗教団体」は、宗教法人法により法人となることができ（4条1項）、宗教法人法により法人となった「宗教団体」を「宗教法人」と呼ぶのである（4条2項）。すなわち、「宗教団体」が、解散することなく、そのまま、「宗教法人」となるのである⁽²²⁾。

一方、宗教法人法も、他の法人法と同様に、「法人となること」を「法人の設立」と言うのであるが、他の法人の「設立」が、文字通りに、「ゼロからの設立」であるのとは異なり、宗教法人の場合は、既存の「宗教団体」が、そのまま「宗教法人」となるのである⁽²³⁾。すなわち、「宗教団体」は、解散・消滅することなく、「宗教法人」になるのであって、「宗教団体」の継続性が認められるのである。

先述の通り、「宗教法人」は、「宗教団体」が、礼拝施設などの財産を所有・維持管理することに資するために、「宗教団体」に法人格が与えられるということであるので、宗教活動をするための法人が「宗教法人」であるということではないのである。すなわち、「宗教法人」とは、「宗教団体」の、財産所有など世俗の事項を担当する組織なのであり、宗教活動は、あくまでも「宗教団体」の活動なのである⁽²⁴⁾。これが、他の法人には見られない、宗教法人の特殊性である。

したがって、「宗教団体の解散」は、当然に、「宗教法人の解散」をもたすが、「宗教法人の解散」ということは、ただちには「宗教団体の解散」を意味するものでは

理について七の(5)の(i)のA。

(22) ただし、宗教団体が宗教法人と「なる」のか、宗教団体に宗教法人が「付与される」のかは、なお詳細な議論を要する宗教法人の特殊な問題である（拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号（1997年）114頁以下、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年）113～122頁、拙稿「宗教法人法における宗教団体と宗教法人」『宗教法』24号（宗教学会、2005年）135頁以下参照）。

(23) その点、「宗教法人の設立」という用語は誤解を招きやすい。

(24) 渡部・前掲書16頁

ないのである。それゆえ、「宗教法人」としての解散があったとしても、「宗教団体」としては、従前通りに存続し、活動を継続するという事態も、十分に予想されることである。

この点、戦前の「宗教団体会法」（昭和14年法律第77号）においては、状況が異なった。宗教団体会法は、「法人でない宗教団体」が「法人たる宗教団体」となる定めを置いており、「法人でない宗教団体」は、同法の規定によって、「法人たる宗教団体」になることはできるものの、「法人たる宗教団体」が「法人でない宗教団体」となることはできないものと解されていたからである⁽²⁵⁾。

既述のように、法人の解散は清算を伴い、それによって、権利義務関係の清算を結了することが求められているのであるが、解散をすることなく、法人でなくなる手続を認めるということは、清算を回避し、権利義務関係を曖昧のまま終結させることを容認することになるからである。

したがって、宗教団体会法においては、「法人たる宗教団体」が解散するということは、「宗教団体」それ自体の解散であるという前提が置かれていたのである。

もっとも、「法人たる宗教団体」の解散により「宗教団体」そのものも解散したとしても、「宗教結社」⁽²⁶⁾として残存する可能性はあり、宗教結社として事後届出を提出して、宗教活動を継続する余地がなかったわけではない⁽²⁷⁾。

その後、戦後のGHQ被占領下の「宗教法人令」（昭和20年勅令第719号）においては、戦前の宗教団体会法の方針を転換し、国および地方公共団体は、世間性・世俗的側面については介入することができるが、宗教的側面については関与してはならないという立場をとることになったのである。

その結果、「宗教法人」の解散によって、当然には、「宗教団体」は解散しないということに改められたものと解するのが相当である⁽²⁸⁾。

5 宗教法人解散後の宗教活動

叙上の通り、「宗教法人」とは、「宗教団体」に付与された、世俗の事務を処理す

(25) 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、1970年）421頁

(26) 宗教団体会法においては、認可を要する「宗教団体」と、届出で足りる「宗教結社」（宗教団体でなく宗教活動を行う団体）とが定められていた。

(27) 井上・前掲書 423頁

(28) 井上・前掲書 424頁

るための組織・制度であるので、「宗教法人」の解散は、世俗的な側面、すなわち財産面においては、活動の終結（活動の終結のための手続の開始）を意味することになるものの、宗教的な側面においては、かならずしも終結を意味するものではないのである。

したがって、世俗面である礼拝施設を含む財産については、一切、その権利を喪失するとしても、財産によって縛られない宗教活動については、「宗教法人の解散」は何の影響ももたらさないのである。

それゆえ、宗教法人「オウム真理教」の解散があったとしても、宗教団体「オウム真理教」は、影響を受けることなく存続し、その活動を継続することができるのである。

ただし、「宗教団体」の財産の一切は、宗教団体の世俗の領域として、「宗教法人」の所有に属しているから、宗教法人の解散によって、当該宗教団体は、その有していた財産の一切を失うことになることは避けられない⁽²⁹⁾。

したがって、「宗教法人」の解散後、存続する「宗教団体」は、鉛筆1本、紙1枚も持たない、財産的には「ゼロからの再出発」とならざるを得ない。

その一方で、「ゼロから再出発」したからには、たとえ宗教法人の解散の直後に発生したものであったとしても、新たな献金・喜捨・寄付・宗教的対価などの帰属先は、「再出発した宗教団体」であって、「解散した宗教法人」ではない。

このことは、一般世間的には、納得し難いことであり、大きな非難を招くことになるとしても、法律上は、既に「宗教法人」が解散し、「宗教団体」がゼロから再出発している以上、やむを得ないことであり、当然のこととなる。

言うまでもなく、当該献金・喜捨・寄付・宗教的対価などが、宗教法人の解散前の原因に基づくもの⁽³⁰⁾であるなら、清算法人たる当該宗教法人に帰属することに

(29) 「宗教団体」は、宗教活動の中心としての礼拝の施設を有し、宗教活動に必要なさまざまな物品を有しているが、それらは、一切、「宗教法人」の解散と共に清算財となり、「宗教団体」は、まったく利用することができなくなるのは当然のことであり、やむを得ないことである。

(30) もっとも、宗教法人解散前の「約束献金」に基づき、宗教法人解散後に実行する献金は、原因は宗教法人解散前にあったとしても、当該行為（献金）は、もっぱら信者の宗教行為であり、法律上強制できないものであるとともに、当該宗教団体の存在および宗教活動を事実上の原因とするものであるから、清算法人に帰属するものと考えすることはできないであろう。

ただし、当該献金が、宗教法人解散前の月々に行うべき「月定献金」の実行未済分である場合については疑義がないとは言えない。とはいえ、それが法律上強制できないものである以上、宗教法人解散の時点で遮断し、再出発後は、別途の新たな献金として扱うのが相当であろう。

なるのは言うまでもない。

現在、元「オウム真理教」である「Aleph (アレフ)」なる宗教団体は、宗教法人オウム真理教の破産管財人との契約により、被害者に対する賠償を継続的に履行している。

この宗教団体の現有の財産は、すべて、宗教法人オウム真理教の解散後に得たものであるが、この宗教団体が、地下鉄サリン事件などを直接に起した団体であることから帰結した対処である。

本稿においては、オウム真理教を例として、「宗教法人」の、他の法人とはまったく異なる特殊性について言及した。

「宗教法人」は、「宗教団体」を前提とするものであり、「宗教団体」が「宗教法人」になった後も、「宗教団体」は消滅することなく存続し、「宗教法人」が解散したとしても、「宗教団体」は解散することなく存続して活動することができるのである。

日本の基督教会の多くも「宗教法人」となっているのであるが、「教会」（すなわち「宗教団体」）と「宗教法人」との関係についての知識が欠如しており、①あたかも「教会」が「宗教法人」に飲み込まれてしまったかのような運営や、②あたかも「教会」は「宗教法人」とは無関係であるかのような運営がなされている。

その結果、①の場合には、「宗教法人」が宗教活動を行うという態勢になっており、②の場合には、法律上の手続は履践されていない。

①の場合には、国・地方公共団体の干渉することが許される国家の法律上の組織に宗教活動を委ねているのであって、教会自ら、信教の自由や政教分離原則を放棄した形となっている⁽³¹⁾。

宗教法人の役員である代表役員・責任役員は、宗教活動に関しては、いっさい口出しをすることはできず、もっぱら財産的・世俗の事務に限定されているのであるが、そのような世俗の役員が宗教の領域を牛耳るようなことになってしまうことにもなる。

(31) 宗教活動は、法律上禁止されていない限り、株式会社でも、学校法人でも、医療法人でも、社会福祉法人でも、自由に行うことができる。

当然、宗教法人の場合に、宗教活動を、宗教面を担う「宗教団体」の手から、世俗の組織である「宗教法人」に移管することも可能である。それも、各宗教団体・宗教法人の自由意思に委ねられていることである。そして、その場合には、宗教法人の役員（代表役員・責任役員）が、宗教上の権限を行使することになるが、もはや「宗教活動」という範疇ではなくなってしまっている。

宗教法人である教会において重要なことは、宗教法人と教会とが一つの一体のものなのではなく、二つの二重の組織なのであることを認識し、役職制、会議制、職務、意思決定、事務執行などの面で、曖昧にすることなく、きちんと区別して行うことである⁽³²⁾。

(32) 近年、宗教法人と教会とが二つの二重の組織であることについての理解が及ばないことから、両者の区別が十分になされておらず、役職制、会議制、職務、意思決定、事務執行など実務面における規則が明確さを欠いており、そのことに由来する諸問題が多発している。